

栃木労働基準監督署長より、[令和3年12月1日付け栃木基署発1201第2号「死亡労働災害緊急事態宣言の発令について」](#)（以下、「本通達」という。）をもって、当協会長あてに協力依頼がありました。

その概要は、栃木労働基準監督署管内の令和3年11月末現在における死亡者数が8人と、昨年同時期比5人の増加となっており、過去10年間で最悪であり、特に、重機に係る死亡災害は昨年に引き続き複数件発生するなど、死亡労働災害の増加に歯止めがかからない大変憂慮すべき状況にあるとしています。

また、死傷災害も[「令和3年業種別労働災害発生状況\(令和3年11月末現在\)」](#)のとおり、前年同時期比で66件（14.3%）の増加となっています。

労働災害が多発する背景には、様々な要因があるかと思いますが、ひとたび重篤な労働災害が発生すると被災者はもとより、事業者、関係者にとっても大きな痛手となります。

つきましては、本通達の記に掲げられた1安全衛生管理の強化 2重点対策事項とともに、以下のリーフレット「『死亡災害』緊急事態宣言!!」チェックリスト等を活用していただき、労働災害防止に一層の取組をお願い致します。

- [『死亡災害』緊急事態宣言!!\(リーフレット\)](#)